



宮 崎 県 公 報

平成29年8月7日(月曜日) 第 2918 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1
 - 家畜伝染病発生の届出…………… (家畜防疫対策課) 1
- ### 公 告
- 大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) 1

頁

- 大規模小売店舗の変更に関する届出 (4件) … (商工政策課) 2
- 公安委員会公告**
- 警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 4
- 選挙管理委員会告示**
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 5
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 5

告 示

宮崎県告示第 475号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成29年8月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 宮崎市高岡町五町字田ノ平3536-11、3603-1、3604-2、3610-35から3610-37まで、3610-39、3610-40、3610-42、3610-45、3610-47、3610-51、3610-73、3610-75
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 476号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第 166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成29年8月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所(区域)	発生年月日
ヨ-ネ病	牛	患畜	6	都城市	平成29年7月26日

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成29年8月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)生活協同組合コープみやざき宮脇店
宮崎市宮脇町 110番地 外9筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
生活協同組合コープみやざき 代表理事 亀田高秀
宮崎市瀬頭二丁目10番26号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
生活協同組合コープみやざき 代表理事 亀田高秀
宮崎市瀬頭二丁目10番26号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年3月25日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,305㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物西側(駐車場No.1) 37台
建物屋上部(駐車場No.2) 28台
合計 65台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物北東側 37台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
店舗建物内南東側 31.5㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

<p>店舗建物内東側 6.47㎡</p> <p>7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻</p> <p>開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時</p> <p>(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯</p> <p>午前8時30分から午後9時30分まで</p> <p>(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置</p> <p>5箇所 建物敷地北側、東側及び西側</p> <p>(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p> <p>午前6時から午後10時まで</p> <p>8 届出年月日</p> <p>平成29年7月24日</p> <p>9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所</p> <p>宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間</p> <p>平成29年8月7日から平成29年12月7日まで</p> <p>10 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先</p> <p>宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間</p> <p>平成29年8月7日から平成29年12月7日まで</p> <p>11 意見書の記載事項</p> <p>意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成29年8月7日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>スーパーセンタートリアル恒久店</p> <p>宮崎市恒久上代1527-1 外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 榎木野仁司</p> <p>福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号</p> <p>3 変更する事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名</p> <p>(変更前) 株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 永田久男</p> <p>福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号</p> <p>(変更後) 株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 榎木野仁司</p>	<p>福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名</p> <p>(変更前) 株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 永田久男</p> <p>福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号</p> <p>(変更後) 株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 榎木野仁司</p> <p>福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号</p> <p>4 変更の年月日</p> <p>平成29年6月19日</p> <p>5 変更する理由</p> <p>代表取締役の交代があったため</p> <p>6 届出年月日</p> <p>平成29年7月27日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所</p> <p>宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間</p> <p>平成29年8月7日から平成29年12月7日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先</p> <p>宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間</p> <p>平成29年8月7日から平成29年12月7日まで</p> <p>9 意見書の記載事項</p> <p>意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成29年8月7日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>スーパーセンタートリアル小林店</p> <p>小林市堤字西ノ原2906-1 外13筆</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 榎木野仁司</p> <p>福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号</p> <p>3 変更する事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名</p> <p>(変更前) 株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 永田久男</p> <p>福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号</p> <p>(変更後) 株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 榎</p>
--	--

<p>木野仁司 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 (変更前) 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田久男 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 (変更後) 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野仁司 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号</p> <p>4 変更の年月日 平成29年6月19日</p> <p>5 変更する理由 代表取締役の交代があったため</p> <p>6 届出年月日 平成29年7月27日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成29年8月7日から平成29年12月7日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 平成29年8月7日から平成29年12月7日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p>	<p>(変更後) 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野仁司 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 (変更前) 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田久男 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 (変更後) 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野仁司 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号</p> <p>4 変更の年月日 平成29年6月19日</p> <p>5 変更する理由 代表取締役の交代があったため</p> <p>6 届出年月日 平成29年7月27日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成29年8月7日から平成29年12月7日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 平成29年8月7日から平成29年12月7日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p>
<p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成29年8月7日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーセンタートライアル日向店 日向市都町 10712番地1</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野仁司 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号</p> <p>3 変更する事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前) 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田久男 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号</p>	<p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成29年8月7日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーセンタートライアル三股店 北諸県郡三股町樺山4834-1 外26筆</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野仁司 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号</p> <p>3 変更する事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前) 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田久男</p>

福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
 (変更後) 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野仁司
 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 (変更前) 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田久男
 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
 (変更後) 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野仁司
 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

- 4 変更の年月日
平成29年6月19日
- 5 変更する理由
代表取締役の交代があったため
- 6 届出年月日
平成29年7月27日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 (2) 期間
平成29年8月7日から平成29年12月7日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
 (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
 (2) 期間
平成29年8月7日から平成29年12月7日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第23号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成29年8月7日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
追加取得講習	2号警備業務	平成29年11月7日（火）から11月9日（木）まで	20人

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
- 3 講習の場所
宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
宮崎県技能検定センター
電話0985-58-1570
- 4 受講申込書の提出方法等

- (1) 提出先
受講申込者の住所地を管轄する警察署又は受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。
- (2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
2号警備業務 (追加取得講習)	平成29年9月25日（月）から10月6日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

- (3) 提出方法
提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。
- (4) 提出書類等
ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）
イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面
 (ア) 2の(1)に該当する者
当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書
 (イ) 2の(2)に該当する者
検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し
 (ウ) 2の(3)に該当する者
検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
 (エ) 2の(4)に該当する者
旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(㊦) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

講 習 別	警備業務の区分	手数料
追加取得講習	2号警備業務	14,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還されない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会(代表電話0985-28-0518)に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係(代表電話0985-31-0110)に行うこと。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第36号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成29年7月24日現在次のとおりである。

平成29年8月7日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,615人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 216,340人

宮崎県選挙管理委員会告示第37号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成29年7月24日現在次のとおりである。

平成29年8月7日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

西臼杵郡選挙区

5,966人

--	--